

高校生通学バス定期券の購入助成

9月から、乗合バスの利用促進と子どもの教育に係る経済的負担を軽減するため、高校生の通学に係る定期券購入費の一部を助成します。

対象となる方	(1) 岩手県立伊保内高等学校に通学している生徒の保護者 (2) 九戸村の住民であって高等学校(※1)に通学している生徒の保護者
申請方法	申請書必要事項を記入・押印の上、必要書類を添付し、九戸村役場3階総務企画課地域振興班に提出してください。 ※ 申請書は、岩手県北自動車株式会社伊保内支所と九戸村役場3階総務企画課地域振興班にあります。また、九戸村のホームページからダウンロードできます。
通学方法	岩手県北自動車株式会社が運行する次のバス路線により居住地から高等学校まで最も合理的で経済的な経路で通学していること。 (1) 岩手県立伊保内高等学校に通学：二戸線、一戸線、葛巻線 (2) 上記以外の高等学校に通学：二戸線、一戸線、葛巻線、軽米線 ※ 「高速バス」や「九戸村循環バス」は、対象ではありません。
助成割合(※2)	(1) 岩手県立伊保内高等学校への通学 定期券購入額の5割以内 (2) 上記以外の高等学校に通学 定期券購入額の2割以内
添付書類	① 在学証明書 (年度初回申請時のみ) ② 定期券の写し
その他	・ 平成27年9月1日以降に購入した定期券が対象となります。 ・ 申請は、毎月20日(休日のときはその前日)をその月の助成金計算の締め日とします。

※1 高等学校とは、学校教育法で定義される高等学校をいいます。

※2 助成は、九戸商業協同組合共通商品券の交付をもって行います。そのため、助成額は500円単位とします。助成金の算定のときに、1円以上500円未満は0円とし500円以上1,000円未満は500円とする端数整理を行います。

注意事項

- ◆ ほかの制度で同程度の助成を受けているときは、助成対象外です。
- ◆ 不正な方法で助成を受けたときは、助成金を返還してもらいます。

【 問い合わせ先：九戸村役場総務企画課地域振興班 0195-42-2111 (内線 171・172) 】

裏面は回数券助成についてです。